

福祉常任委員会

開催日	令和7年6月19日
時間	午前9時30分～午前9時47分
場所	仮設議事堂（清須市五条川防災センター）
出席議員	浅妻奈々子 林真子 天野武藏 加藤光則 松川秀康 山内徳彦 松岡繁知 (成田義之議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 岩田企画部長 林総務部長 石田（隆）市民環境部長 丹羽健康福祉部長 岡田企画部次長兼人事秘書課長 服部総務部次長兼財政課長 浅野市民環境部次長兼保険年金課長 梶浦市民環境部次長兼産業課長 吉野健康福祉部次長兼児童保育課長 古川健康福祉部次長兼健康推進課長 神野企画政策課長 藏城市民課長 鈴木（許）社会福祉課長 石田（嘉）高齢福祉課長 寺社下こども家庭課長 米沢生活環境課課長補佐 鈴木（朝）生活環境課課長補佐 山本社会福祉課係長 堀江児童保育課課長補佐兼係長 宮田児童保育課係長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 速水議事調査課主任
議案又は協議事項	1. 福祉常任委員会付託案件
備考	傍聴者 0名

(時に午前9時30分 開会)

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

ただいまから福祉常任委員会を開会いたします。

去る13日の本会議において、福祉常任委員会に付託された事件について審査します。

福祉常任委員会の所管は、市民環境部及び健康福祉部です。

この後、審査を行うわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁を行っていただくようお願いいたします。

また、各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけていただき、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないようにしてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長において議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

最初に、議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」福祉常任委員会所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。

議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」福祉常任委員会健康福祉部所管分について一括して説明させていただきます。

タブレットのmore NOTEの設定を1画面表示にしていただき、令和7年度一般会計補正予算書及び説明書の8、9ページを御覧ください。

歳入です。

1段目、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額352万8,000円の増額、1節社会福祉費補助金と3節生活保護費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、障害者総合支援事業費補助金と生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増額です。

4段目、21款諸収入、5項雑入、2目雑入、補正額538万1,000円の増額、3節民生費雑入です。

説明欄を御覧いただきまして、保育園児給食費と保育士給食費の引上げによる増額です。

10、11ページを御覧ください。

続きまして、歳出です。

2段目、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、補正額375万7,000円の増額、
10節需用費です。

説明欄を御覧いただきまして、保育園事業費の増額で、保育園給食の賄材料費の増額です。

3段目、3項生活保護費、1目生活保護総務費、補正額240万8,000円の増額、12節
委託料です。

説明欄を御覧いただきまして、生活保護費の増額で、生活保護システムの改修に伴う増額です。

福祉常任委員会健康福祉部所管分の説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

加藤委員。

加藤光則委員

加藤です。

今、御説明いただいた入りの部分で、障害者総合支援事業費補助金とその後の生活困窮者就労
準備支援事業費等補助金のところの、国から入ってくる中身をもう少し詳しく教えていただきた
いと思います。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

まず障害者総合支援事業費補助金の中身でございます。

国におきまして障害福祉サービスの報酬改正の単価が誤っていたということで、市におきまし
ても報酬請求審査システムのほうの改修を行う必要があるということで、今回、内容として上げ
させていただいております。補助率については、2分の1でございます。

もう一つ、生活困窮者のはうでございますが、こちらのはうの中身につきましては、令和7年度10月分からの生活扶助基準額の見直しの内容と国へ提出します被保護者調査の調査項目の変更やエラーチェックの拡充などを行うための改修となっております。補助率は、2分の1でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

加藤委員。

加藤光則委員

分かりました。

今、お話を聞くと、例えば障害者総合支事業費のところは、国のはうが単価を誤っていて、それを改修するのに2分の1しかないということを言われたわけですけど、誤っていたものを直すのに2分の1補助しかないというはどういうことか、再度お聞きします。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

この内容ですけれども、国のはうが誤っていたということで通知文があったのですが、その内容につきまして補助率は2分の1ということで聞いておりまして、詳細についてはちょっと分かれかねるようなところでございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

加藤委員。

加藤光則委員

分かりました。

こういった本当に地方自治体が大変な思いをせないかんというようなことについては、詳細のほうはまた後から出るんじゃないかということですけれども、声としてはきちんと上げていっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、生活保護費の委託料も含めて、出のところではあるわけですけれども、システム改修が主だということと、もう一点、扶助費が2025年と2026年と2か年にわたって上乗せ

されるということだろうと思うわけですけれども、それについてのシステム改修費も上がっていくということだと思うわけですが、どういうように扶助費は、今、10月から見直しがされようとしているのか教えていただきたいと思います。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

基準額の改定の中身につきましては、一世帯当たり月額1,500円の特別的な加算と年齢区分に応じまして一人当たり月額410円から680円までの増額となっております。

影響額につきましては、10月以降の半年間で約380万円ほどということで考えております。以上でございます。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

加藤委員。

加藤光則委員

分かりました。

今、物価高騰の非常に大変な中で、皆さん生活されているわけであります。

それで、今回は10月からということになっておりますが、分かれば教えていただきたいのですけれども、生活保護費の基準の一、何倍ということで、いろいろな施策が、例えば就学援助もそうでありますし、いろいろな影響がこの生活保護費の扶助費の部分というのでは出てくるかと思うわけですけれども、その辺については、今回10月からということになっていることと、それから今回、上乗せ分2か年ということになっている部分もあるものですから、生活保護費が変わっていくことによって、今言いましたが、就学援助を含めたいろいろなところに波及していくようなことについては、今、何か通知は来ているのでしょうか。その辺が分かれば教えていただきたい。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

10月以降、生活扶助費が変わるということで、様々な制度について波及があるということは

承知しております。

通知につきましては、各担当部署のほうに国のほうから連絡が行っているということで聞いております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

加藤委員。

加藤光則委員

今日、この場では結構ですので、そういうような動きについて、何か資料とかいろいろなものが分かるものがありましたら、また教えていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

ほかに質疑のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

ほかに質疑もないようありますので、これで質疑を終結し、議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」福祉常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙手全員 >

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」福祉常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、発議第4号「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）」を議題といたします。

審査を行うに当たり、清須市議会会議規則第109条第1項の規定により、提出者である土本議員の当委員会への出席を求めることがありますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

御異議なしと認め、提出者である土本議員の委員会出席を求める。

提出者である土本議員は、発言席への移動をお願いいたします。

本会議において提出者である土本議員から既に朗読説明が行われているため、当委員会での説明は省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

御異議なしと認め、説明は省略することにいたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

加藤委員。

加藤光則委員

加藤です。

意見書案について、質問させていただきます。

意見書案の要望項目の2に、再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届ける仕組みをつくり、届けられた情報を自治体に提供することと記されているわけであります。

出所者の住所等、個人情報を任意に国に届けさせ、その情報を自治体に提供する仕組みについては、個人情報保護法やプライバシー権の観点から、慎重な検討が必要と私は考えるものであります。

そこで、2点お聞きしたいと思います。

1点目が、出所者の情報を自治体に提供する法的根拠についてであります、出所者の住所等の情報を自治体に提供するための法的根拠をどのように考えるのか。また、現行法の枠組みで対応可能なのかどうか。それが、第1点。

それから、2点目が、他の自治体の事例等、法的整合性についてであります。事前の資料でちょっと読ませていただいたことがあるわけですが、他の自治体で性犯罪の出所後の居住地の届出を義務付ける条例等が制定されている事例があるわけであります。これらの条例が法的に適切であるか、また、その効果についてどのように評価されるのかということについて、提案者から今の時点でのお考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点についてお聞きします。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

土本議員。

土本千亜紀議員

土本です。

今、御質問いただいたことにお答えしたいと思います。

まず1点目の法的根拠の捉え方についてでありますけれども、根拠としては十分であるとは、現在、捉えていません。したがって、各自治体が条例の制定を進め、運用をしているところでございます。

また、もう一点、現行の枠組みで対応が可能かという御質問に対しては、十分に可能とは言えませんので、この2で御提案しました国に法的枠組みの構築を求めていたというのが現状でございます。

もう一つ、2点目の御質問の中で法的に適切かということでありますけれども、大阪府子どもを性犯罪から守る条例の運用状況がインターネットで公開されており、報告状況を見る限り、適切な運用がされていると認識できます。

また、その効果についてでありますけれども、先ほどのインターネット上の公開資料のうち、対象者へのアンケート調査の中では、大阪府社会復帰支援を受けたことで性犯罪への不安を感じたときの対処法として、「相談する」、また「学んだ対処法を実行する」に変化した人が多数存在したとあり、一定の抑制効果があると認識できると考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

加藤委員。

加藤光則委員

ありがとうございました。

現在、この議論の進展状況や取組において大阪のことも言われたわけですけれども、性犯罪者の再犯防止と社会復帰支援を目的として、例えばこども性暴力防止法ができたわけでありますけれども、今こういった様々な動きが、取組があるわけですが、情報提供の仕組みと人権への配慮のバランスを取っていくこと、これが重要な課題となっているわけであります。

1の質疑のところで十分でないというところも御指摘されたわけであります。その上で、私はこの意見書案には賛成するものであります、今後とも国と地方自治体、関係機関が連携して効果的な支援体制の構築をしていく、このことを期待するとともに、性犯罪をした者の情報提供な

どの在り方など人権上の課題について、やはり更なる検討が必要だということを述べさせていただきたいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

そのほか、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

質疑もないようありますので、これで質疑を終結いたします。

土本議員、お忙しいところ当委員会に出席していただき、ありがとうございました。

控え席へお戻りください。

それでは、発議第4号「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙手全員 >

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、発議第4号「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉常任委員会に付託された事件についての審査は、終了いたしました。
なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

御異議なしと認め、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告の作成や委員長報告の内容等につきましては、委員長に一任していただくことに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福祉常任委員会委員長（浅妻奈々子君）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもちまして、福祉常任委員会を閉会いたします。

早朝よりお疲れさまでした。

(時に午前9時47分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月19日

福祉常任委員会委員長 浅妻奈々子